



日本銀行 政策委員会月報

令和4年12月



第875号

※ 日本銀行はインターネットによる情報提供を行っており、日本銀行作成の最新の論文や金融・経済データのほか、日本銀行の概要などをご覧頂けます。

・ホームページアドレス <https://www.boj.or.jp/>

※ 本月報の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合（引用は含まれません）は、予め日本銀行政策委員会室までご相談ください。

引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本月報は古紙を含有する用紙を使用しています。

目次

1. 議決事項	1
(1) 金融政策決定会合関係	1
◆金融市場調節方針の決定に関する件（12月19・20日）	1
◆資産買入れ方針の決定に関する件（12月19・20日）	2
◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（12月19・ 20日）	3
◆金融政策決定会合の議事要旨（2022年10月27、28日開催分） に関する件（12月19・20日）	7
(2) 通常会合関係	8
◆第138回事業年度（令和4年度）経費予算の執行に関する件 （12月13日）	8
◆令和5年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えの ための引受けに関する件（12月16日）	9
◆政策委員会月報（令和4年11月）に関する件（12月16日）	9
2. 報告事項	10

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

◆金融市場調節方針の決定に関する件（12月19・20日）

本委員会は、令和4年12月19・20日の金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

- (1) 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
 - (2) 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。
2. 1. に関し、長短金利操作の運用として、10年物国債金利について金額を無制限とする0.5%の利回りでの固定利回り方式の国債買入れ（指値オペ）を、明らかに応札が見込まれない場合を除き、毎営業日、実施すること。また、1.の金融市場調節方針と整合的なイールドカーブの形成を促すため、各年限において、機動的に、買入れ額の増額や指値オペを実施すること。

◆資産買入れ方針の決定に関する件（12月19・20日）

本委員会は、令和4年12月19・20日の金融政策決定会合において、長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすることを決定した。

記

1. ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
2. CP等、社債等については、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（CP等：約2兆円、社債等：約3兆円）へと徐々に戻していく。ただし、社債等の買入れ残高の調整は、社債の発行環境に十分配慮して進めることとする。

◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（12月19・20日）

本委員会は、令和4年12月19・20日の金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について別紙のとおり公表することを決定した。

2022年12月20日
日本銀行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日の政策委員会・金融政策決定会合において、緩和的な金融環境を維持しつつ、市場機能の改善を図り、より円滑にイールドカーブ全体の形成を促していくため、長短金利操作の運用を一部見直すことを決定した。

本年春先以降、海外の金融資本市場のボラティリティが高まっており、わが国の市場もその影響を強く受けている。債券市場では、各年限間の金利の相対関係や現物と先物の裁定などの面で、市場機能が低下している。国債金利は、社債や貸出等の金利の基準となるものであり、こうした状態が続けば、企業の起債など金融環境に悪影響を及ぼす恐れがある。日本銀行としては、今回の措置により、イールドカーブ・コントロールを起点とする金融緩和の効果が、企業金融などを通じて、より円滑に波及していくと考えており、この枠組みによる金融緩和の持続性を高めることで、「物価安定の目標」の実現を目指していく考えである。

2. 金融市場調節方針、資産買入れ方針については以下のとおりとする。

(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（全員一致）

- ① 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。

短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。

② 長短金利操作の運用

国債買入れ額を大幅に増額しつつ¹、長期金利の変動幅を、従来の「±0.25%程度」から「±0.5%程度」に拡大する。

10年物国債金利について0.5%の利回りでの指値オペを、明らかに応札が見込まれない場合を除き、毎営業日、実施する。上記の金融市場調節方針と

¹ 本日公表する「長期国債買入れ（利回り・価格入札方式）の四半期予定」では、従来の月間7.3兆円から9兆円程度に増額する。

整合的なイールドカーブの形成を促すため、各年限において、機動的に、買入れ額のさらなる増額や指値オペを実施する。

(2) 資産買入れ方針（全員一致）

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

- ①ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
- ②CP等、社債等については、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（CP等：約2兆円、社債等：約3兆円）へと徐々に戻していく。ただし、社債等の買入れ残高の調整は、社債の発行環境に十分配慮して進めることとする。

3. わが国の景気は、資源高の影響などを受けつつも、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進むもとの、持ち直している。海外経済は、回復ペースが鈍化している。輸出や鉱工業生産は、供給制約の影響が和らぐもとの、基調として増加している。企業収益は全体として高水準で推移しており、業況感は横ばいとなっている。こうしたもとの、設備投資は緩やかに増加している。雇用・所得環境は、全体として緩やかに改善している。個人消費は、感染症の影響を受けつつも、緩やかに増加している。住宅投資は弱めの動きとなっている。公共投資は横ばい圏内の動きとなっている。わが国の金融環境は、企業の資金繰りの一部に厳しさが残っているものの、全体として緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、エネルギーや食料品、耐久財などの価格上昇により、3%台半ばとなっている。また、予想物価上昇率は上昇している。

4. 先行きのわが国経済を展望すると、資源高や海外経済減速による下押し圧力を受けるものの、新型コロナウイルス感染症や供給制約の影響が和らぐもとの、回復していくとみられる。その後は、所得から支出への前向きの循環メカニズムが徐々に強まるもとの、潜在成長率を上回る成長を続けると考えられる。消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、本年末にかけて、エネルギーや食料品、耐久財などの価格上昇により上昇率を高めたあと、これらの押し上げ寄与の減衰に伴い、来年度半ばにかけて、プラス幅を縮小していくと予想される。その後は、マクロ的な需給ギャップが改善し、中長期的な予想物価上昇率や賃金上昇率も高まっていくもとの、再びプラス幅を緩やかに拡大していくとみられる。

5. リスク要因をみると、引き続き、海外の経済・物価動向、今後のウクライナ情勢の展開や資源価格の動向、内外の感染症の動向やその影響など、わが国経済を巡る不確実性はきわめて高い。そのもとで、金融・為替市場の動向やそのわが国経済・物価への影響を、十分注視する必要がある。

6. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する。

当面、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、企業等の資金繰り支援と金融市場の安定維持に努めるとともに、必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じる。政策金利については、現在の長短金利の水準、または、それを下回る水準で推移することを想定している。

◆金融政策決定会合の議事要旨（2022年10月27、28日開催分） に関する件（12月19・20日）

本委員会は、令和4年12月19・20日の金融政策決定会合において、金融政策決定会合の議事要旨（2022年10月27、28日開催分）^{注1)}を承認した。

注1) インターネット・ホームページをご参照ください（12月23日公表）。

(2) 通常会合関係

◆第138回事業年度（令和4年度）経費予算の執行に関する件 （12月13日）

本委員会は、令和4年12月13日、光熱費およびシステム化関係費用の支出増に伴い、第138回事業年度（令和4年度）経費の大科目「一般事務費」に属する中科目「光熱水道費」、「建物機械等賃借料」および「建物機械等保守料」の予算に、それぞれ▲55百万円、▲64百万円、▲317百万円の不足が見込まれることから、同一大科目の中科目「事務費」から436百万円、予算の移し替えを行うことを決定した。

◆令和5年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えのための引受けに関する件（12月16日）

本委員会は、令和4年12月16日、令和5年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えのための引受けについて、下記のとおり決定した。

記

令和5年度中に償還期限の到来する本行保有国債（以下「償還期限到来国債」という。）の借換えのための引受け（以下「借換引受け」という。）にかかる取扱いについて、「対政府取引に関する基本要領」（平成11年3月26日決定）^{注2)} 2. の規定に基づき、償還期限到来国債のうち、利付国債額面総額2兆円について、割引短期国債をもって、借換引受けを行うこと。

◆政策委員会月報（令和4年11月）に関する件（12月16日）

本委員会は、令和4年12月16日、政策委員会月報（令和4年11月）を承認した。

注2) 「対政府取引に関する基本要領」の全文については、インターネット・ホームページをご参照ください。

2. 報告事項

- 最近の文書局および文書システムの業務運営（文書局）
- 2022/9月末における本行バランスシートの状況（企画局）
- 令和4年度上期中の保有外貨資産の管理状況（国際局）
- 業務継続に関する検討状況と今後の対応方針（決済機構局）
- 2023年度IT投資計画（案）（システム情報局）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（金融機構局）
- 2022年度上期の検査結果等（検査室）

令和5年1月13日

日本銀行政策委員会月報（第875号）

編集兼発行者 日本銀行政策委員会室長
千田 英 継

発行所 日 本 銀 行

東京都中央区日本橋本石町 2の1の1
電話 03-3279-1111(代表)

本月報に関する照会は、日本銀行政策委員会室(03-3277-3680〈直通〉)までお寄せください。